

地域支援業務システム用サーバ機器賃貸借 仕様書

1. 業務内容

業務については、現行のシステム「CPS 地域包括支援センターシステム（ND ソフトウェア社製）」の機器更新に伴う地域支援業務システム用サーバ機器一式を賃貸借するものである。機器更新に伴うシステム・稼働環境の構築及び現行機器からの移行・設定ならびに機器の搬入・設置を行うこと。

2. 設置場所

五條市役所 介護福祉課内 住所：五條市岡口1丁目3番1号

3. 借入期間 令和8年11月1日から令和13年10月31日までの60か月間とする。

（ただし、契約日から令和8年10月31日までは機器搬入準備期間とする）

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期契約のため、契約締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の削減又は減額があった場合は契約を解除することがある。

4. 賃貸借機器の要件

- ①賃貸借する電算機器に使用するシステムについては、ND ソフトウェア株式会社製の「CPS 地域包括支援センターシステム」とする。
- ②機器は、サーバ1台、その他機器1式とする。
- ③機器の詳細について「別紙機器仕様書（サーバ）」の要件を満たす機器を選定すること。

5. 構築作業の要件

- ①ウイルス対策ソフトセットアップ
 - ・ウイルス対策ソフトをセットアップすること。
 - ・デバイス制限を実施すること。（特定 USB メモリーのみ利用許可）
 - ・パターンファイルは本市庁内サイトより日次自動取得反映を行なうこと。
- ②住基異動連携等
 - ・本市指定フォルダに出力される住基異動ファイルを日次連携で取得反映すること。
 - ・本市が指定するフォルダに保存された外字フォントをクライアント端末へ自動配信すること。
 - ・住基、庁内ネットワークの保守業者と協議すること。
- ③CPS 地域包括支援センターシステム等セットアップ

- ・システムセットアップ及び現行機器からの移行作業を実施すること。
- ・ActiveDirectory の構築を行なうこと。
- ・フォルダ共有フォルダ設定を実施すること。

④現行機器廃棄作業

- ・現行機器の廃棄作業を行うこと。なお、本市より持ち出す前に HDD の論理/物理消去を行なうこと。（全ての情報を消去の上復元不可能な状態にする措置を講ずること）
- ・対象機器：サーバ1台、その他備品1式。

⑤保守作業内容

- ・機器に関する日常の業務の問い合わせ及び障害対応を実施すること。
- ・機器に関するシステムの現地アップデート作業を実施すること。

⑥その他

- ・作業の実施にあたりシステムの保守業務を本市が委託している業者の支援が必要となる場合は、下記に連絡をおこない調整すること。また、その際に当該業者の費用が発生する場合にはその費用を見積額に含めること。

【保守業務委託業者】

- ・会社名：株式会社南大阪電子計算センター
- ・担当者：浅芝 （TEL：0745-69-1200）

その他

- ・機器一式の搬入・設置・設定作業等は受託業者が実施すること。
- ・機器配置に係る電源は既存環境を利用すること。（電源工事は不要とする）
また、LANの簡易敷設作業を適宜実施すること。（LANは必要数を受注業者にて用意すること）
- ・正常な使用にもかかわらず物品に不具合が生じた場合は、正常な運転を維持するために迅速に賃貸借品の修理保守を講じること。
- ・作業中は、施設及び施設内の備品等への汚損、毀損に十分注意を払うこと。
- ・この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた時は、担当者と協議のうえ決定するものとする。